

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月26日

分任支出負担行為担当官
森林技術総合研修所長 嶋田 理

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度 林業機械化センター研修用ドラグショベルの賃貸借
- (2) 賃貸借期間 令和7年4月7日から令和7年11月26日
- (3) 規格・数量 ドラグショベル（バケット容量0.16 m³）1台
※ 上記（1）の使用場所は森林技術総合研修所 林業機械化センターとし、仕様及び規格は仕様書による。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の、契約の種類「役務の提供等」の営業品目「賃貸借」において、参加資格を有している者であること。
- (3) 本公告の日から6.（2）の入札執行の日までの間において、林野庁長官または森林技術総合研修所長から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 入札書の記載事項及び入札方法

- (1) 上記1. の賃貸借物件について、仕様書に記載する作業に関する経費等、賃貸借に要する一切の諸経費を含めた総価により入札に付する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書等を交付する場所及び日時等

- (1) 場所 林業機械化センター事務所（〒378-0312 群馬県沼田市利根町根利1445）
担当 機械化研修係（TEL：0278-54-8332 FAX：0278-54-8280）
- (2) 日時 令和7年2月27日（木）～ 令和7年3月13日（木）、午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時及び行政機関の休日を除く。）
- (3) その他 入札公告及び入札資料は、林業機械化センターのホームページからダウンロードすることが可能。

5. 提案書等の提出場所、受領期限及び審査

- (1) 提出場所 上記4.（1）のとおり。
- (2) 提出書類 ア 仕様書に基づいて作成した提案書 正1部、副1部
イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し1部
上記ア、イについて持参又は郵便・信書便による送付とし、電子ファイル送信やFAX等は不可とする。
なお、郵便・信書便による送付の場合は、配達記録が残るようにすること。
- (3) 受領期限 令和7年3月13日（木）午後5時
- (4) 審査 提案書等を分任支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たした者を当該競争に参加させるものとする。

6. 入札、開札の場所及び日時

- (1) 場所 林業機械化センター 事務所棟一階会議室
- (2) 日時 令和7年3月14日（金）午後1時30分
- (3) その他 郵便入札を認める。ただし、再入札を行う場合は、その場で引き続き行うので郵便入札を行った者は再入札に参加することができない。
なお、郵便入札による場合、入札書は、令和7年3月13日（木）午後5時必着とし、上記4.（1）に書留郵便にて差し出すこと。

7. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9. 契約書作成の要否

要

10. その他

- (1) 本公告に記載なき事項は入札説明書による。
- (2) 本調達は令和7年度の案件であるため、契約の締結にあたっては、令和7年度予算が成立し、予算が示達されることが条件となることを了承の上、入札に参加すること。

お知らせ

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。
この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf）をご覧ください。
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。